

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、世田谷区立砧南中学校生徒会という。

第2条 本会は、本校全生徒をもって組織する。

第3条 本会は、全ての会員が、学校生活の充実と向上をはかるため、自主的に参加し、相互に努力し協力しあうことを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 各種専門委員会の充実と向上

- (1) 環境の整理と美化につとめること。
- (2) 健康と安全の保持につとめること。
- (3) 校内放送を正確かつ活発にすること。
- (4) 体育的行事及び運動の安全と促進につとめること。
- (5) 図書の実用と活用をすすめること。
- (6) 学校給食を清潔かつ円滑に進めること。

2. 学級活動の充実と学校全体の向上

3. 諸行事への自主的参加の促進

4. その他、会員の福祉を目ざした自治活動の推進

第2章 役 員 会

第5条 本会は、次の役員をおき、役員会を構成し本校生徒会活動の推進をはかる。

1. 会長1名、役員5～7名。
2. 役員任期は、10月より1年間とする。
3. 会長は、本会を代表し、会を運営する。
4. 役員会は、諸会議に必要な議案事項を事前に告示する。
5. 役員会は、会議で議決された事項を必ず会員に報告する。

第3章 議 長 団

第6条 本会は、次の議長団をおき、集会活動を円滑にすすめる。

1. 議長1名、副議長1名、書記1名
2. 議長団は原則として中央委員会で選出する。
3. 議長団は、総会及び委員長会議の進行を担当する。

第4章 生徒総会

第7条 生徒総会は本会最高の議決機関である。

1. 総会は全会員をもって構成する。
2. 開催は、次の場合に会長が招集する。
 - (1) 年1回の定例総会
 - (2) 全会員の1/3以上の要求があった場合
 - (3) 役員会が必要と認めた場合
 - (4) 学年協議会の要求があった場合
3. 会の成立は、全会員の2/3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。

5. 総会開催が不可能な場合、議事は学年協議会を経て学級会にはかり、総会の決定にかえることができる。
6. 総会に関する事項は、事前に全会員に告示される。

第5章 中央委員会

第8条 中央委員会は、生徒総会につぐ議決機関である。また、生徒総会の決定にもとづき、本会の活動を円滑に運営する最高の執行機関である。

1. この会は、生徒会役員、全学年の学級委員及び各委員会委員長をもって構成する。
2. 開催は議長がこれを招集する。
3. 会の成立は、委員の2/3以上の出席を必要とする。
4. 議決は、細則の改正をのぞいて出席者の過半数の賛成を得て成り立つ。

第6章 委員会

第9条 本会は、委員会として、次の各機関をおく。

1. 各種専門委員会
2. 学級委員会
3. 臨時委員会

第7章 選挙

第10条 本会の役員ならびに委員は選挙により選出される。

1. 役員会の構成員は、全校選挙により選出される。
2. 第9条に定められた委員会の委員は、各学級より選出される。

第8章 議事運営

第11条 各委員会での各委員の発言は保障され、何ごとによらず自由に発言することができる。

第12条 本会の全ての会議は公開とし、一般会員の自由な参観が認められる。ただし、発言権、議決権はない。

第9章 付 則

第13条 本会会則の執行、変更、細則については次に定める。

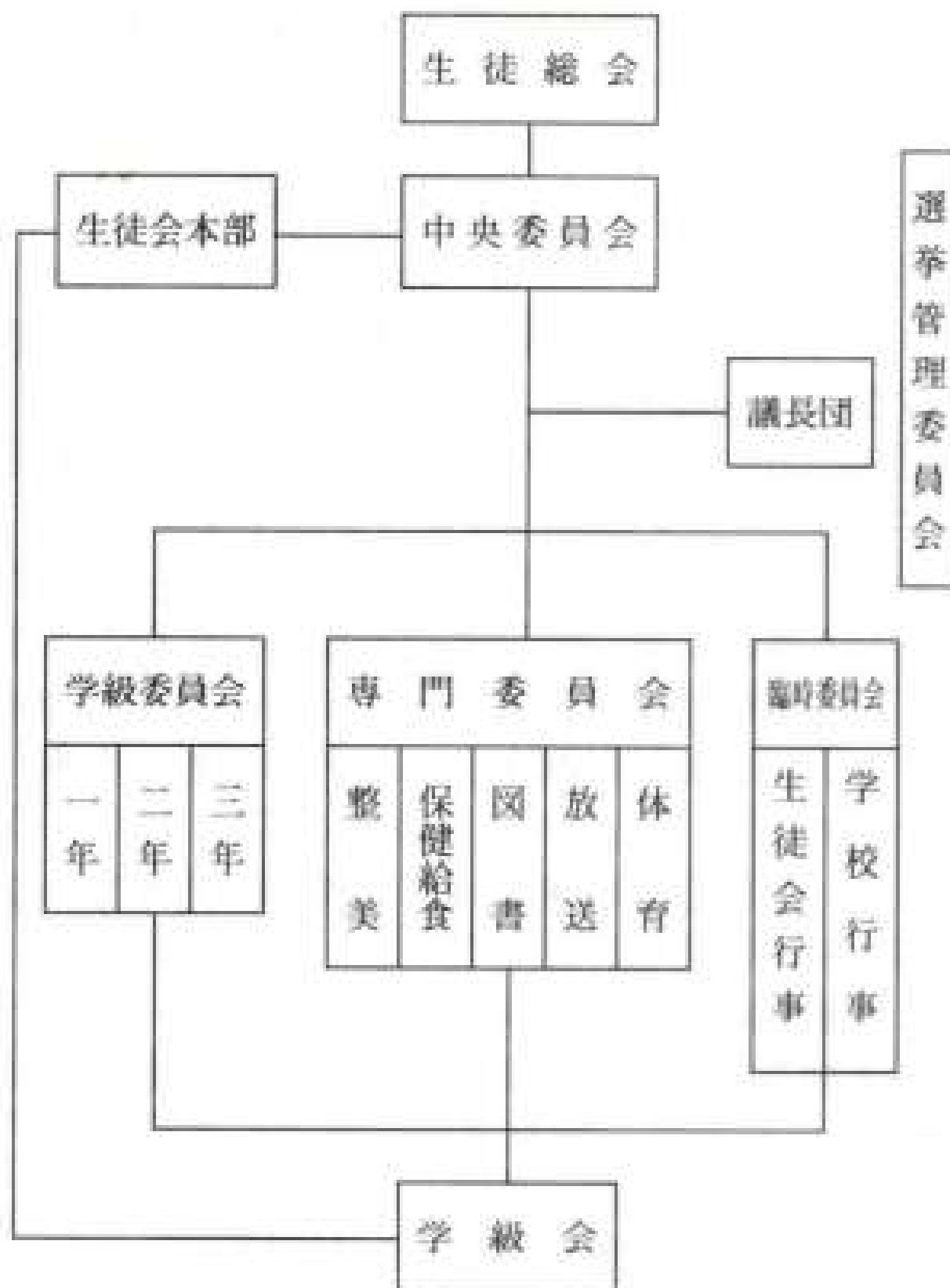
1. 本会の決議、執行は、全て職員会義の承認を経て、その効力を発する。
2. 会則の変更は、総会において過半数の賛成を必要とする。
3. 本会は、別に細則を定め、その改正は、学年協議会が行う。

第14条 本会会則は、昭和53年2月10日より施行される。

平成5年4月1日より一部改正施行する。

令和6年4月1日より一部改正施行する。

生徒会組織図



生徒会細則

第1章 委員会

第1条 本会は、次の各種専門委員会と学級委員会をおく。

- ①整美委員会 ②保健給食委員会
- ③図書委員会 ④体育委員会
- ⑤放送委員会

第2条 本会は、他にそれぞれの目的に応じた臨時委員会をおく。

第3条 会の成立は、構成員の3/4以上出席を要する。

第4条 各委員会は互選により、次の代表を選ぶ。

- ①委員長1名 ②副委員長2名 ③書記2名

第5条 各委員会は、本会に準じた内規とその目的に応じた実践計画を立て、会の活動を円滑にすすめる。

第6条 委員会での議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第2章 委員

第7条 各学級は、次の委員男女各1名を選出する。

- | | | |
|------|------|--------|
| 学級委員 | 整美委員 | 保健給食委員 |
| 図書委員 | 体育委員 | 放送委員 |

第8条 臨時委員会の定数は、その内容により、その都度決める。

第9条 委員は役員との兼任を認めない。

第10条 委員の任期は、1年を前・後期とし、1期毎に改選する。ただし、臨時委員会、選挙管理委員会の委員は、このかぎりでない。

第11条 前条の前期は、4月1日～9月末日、後期は、10月1日～3月末日までとする。

第3章 生徒会選挙規定

第12条 各学級は、選挙管理委員2名を選出する。

第13条 選挙管理委員会は前条の委員をもって、構成する。

第14条 選挙管理委員の任期は4月から1年とする。

第15条 委員会は、委員の互選により、正・副委員長各1名、書記2名を選出する。

第16条 委員会は告示の日から1ヶ月以内に第1回の選挙を行わなければならない。

第17条 この委員会は、次の仕事を行う。

1. 選挙規定の作成。
2. 選挙内容、投票に関する告示ならびに開票結果の告示。
3. 候補者の受付と候補者一覧表の作成。
4. 選挙活動を円滑に進める。
5. 投票用紙の作成準備、立会演説会の立案。
6. 立会演説会の開催、投票、開票等の事務管理。

第18条 各立候補者は、告示の日から10日以内に

本人が委員会に届け出ること。

第19条 選挙の運動期間は、立候補届出から投票日までとする。

第20条 投票は、立候補者の中から、会長1名、役員5～7名を選んで無記名投票を行い、最高得票者よりおのおのの定員数を当選者とする。

第21条 立候補者が定員数の場合は信任投票とする。また、定員に満たない時は、立候補受付期間を延長することもありうる。

第22条 委員会は、選挙終了後、ただちに開票事務に入る。

第4章 リコール

第23条 役員に欠員が生じた場合またはリコール成立の場合の補充選挙についてはその都度、選挙管理委員会がこの規定に準じて定める。

第24条 会員は、全会員の1/3以上の署名が集まれば選挙管理委員にリコールの請求ができる。

第25条 リコールの請求を受けた選挙管理委員会は、全会員にリコール賛否について会員の投票で実施する。

第26条 前条により、賛成数が過半数を越えた場合リコールは成立する。

第27条 前条によって決まった新役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第5章 会計

第28条 本会は、公費をもって運営にあてる。他

に必要な応じた物品の配付を受けることもある。

第6章 改 正

第29条 本会細則は、学年協議会において、協議員の2/3以上の賛成を得て改正される。

第30条 本会細則は、53年2月10日より施行される。

平成5年4月1日より一部修正施行

部活動について

1. 本人の希望により、学校生活を規則正しく送れる生徒による活動である。
2. 兼部は両顧問の承認があれば可能。
3. テスト前1週間は原則として活動はない。(大会等を除く)